

療育手帳 再交付の手続きについて

○再交付について

- ・療育手帳を紛失した、破損・汚損等により手帳が使用できなくなった、手帳所持者の成長により本人と認め難くなった等で、手帳の再交付を希望する場合に申請してください。
- ・手帳の紛失後に再発行を希望されない方は、「手帳の返還」に該当しますので、そちらの注意事項をご確認ください。

○提出書類

1. 再交付申請書
2. 手帳用写真1枚（上半身を写したもの。大きさ：縦4cm×横3cm）
 - ※ 写真の裏側に、ボールペンで氏名と生年月日を記入してください。
 - ※ 写真の準備を忘れた場合は、面談日に直接持参することも可能です。
3. (紛失以外の場合) 現在お持ちの療育手帳
 - ※ 窓口でコピーを取らせていただきます。